

10/02/09 第3回 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会日本脳炎に関する小委員会 議事録

第3回 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会日本脳炎に関する小委員会 議事録

【日時】平成22年2月9日（火） 17：00～18：00

【場所】厚生労働省共用第7会議室

【出席委員】（50音順）

【委員】、岡部委員、加藤委員、廣田委員、蒲生参考人、倉根参考人、竹本
参考人、沼澤委員、永井参考人、福田参考人、横手参考人

【行政関係出席者】

上田健康局長、福島健康局結核感染症課長、江浪健康局結核感染症課長補佐、
大坪健康局結核感染症課長補佐、梅澤健康局結核感染症課長補佐、草柳健康局
結核感染症課長

する小て防たのごお、前は員
るし予け次でな、を委
すま炎向い。は、炎た
関につき本施ారిつず日脳し
に炎につ実で等り、日れ
脳炎に日実の方おり、ら
日本員いたの方おた、だ
回日本委員滑もりてま
第3委たのいのとす。お
「こ。論接た接こり会討
りとす議期いたるお討検
よのまご定てけすて検ご
れ用いてのせ向告いるて
こ多さい炎さに報だす
で、ごにお脳置秋にに關つ
のはと會の下夏種絡接議
た日が計日の初接連防な
し本リ檢後の防接予ま
まある今會の防ご予ま
りますにす、部年予のでざ
なま誠関ち種22を席ま
にしきにう接成果欠れさど
刻たた種の防平結ごるな
定いた接題予すのり、す方
会い防課、まさそよき関の
佐開席予諸め、員続に業
補を出りるたあき委き種企
長」ごよすうでだ崎引係
課会に前閑行ンた宮に防閑
澤員会以にをズいはで予他
梅委員、種討一討日めの
○小委は接検シ検本回じそ

きこ炎 あるてませ
引、脳ののすえさ
らた本こ奨対考おを
かま日た勤にとに示
す会、しな方た局提
ま部すてまのたき務
げ種まされ極れで事し
上接い。さ積さが、と
し防ざす催る逃とは料
申予ごま開あをこて資
をのでげとで会すし日
撈で様上日題機だま本
挨ほれ上27課種出き
り先疲申との接見つき
よ、先疲申との接見つき
長すにい15当よ性容た
局ま誠願月。に向内い
康げはお先たえ方たて
健上にく、し控のしせ
田し方しはまし定まさ
上申様よてき差一きをす
てを皆よしたの、だめま
し撈のはまた奨はたとり
ま挨員にきい勤ていまお
りご委々つ論種し論りて
た言る方に議接ま議取
あ一いた方てのきで考
に、てれりし年つましと
会長れかあま17にれとい
開局さ加のき成方こ告た
は、康席参種お平り。報き
で健出ら接にびあす間だ
で田てか防会及のま中た
れ上い会予員方応りてい
そ○続のの委り対おして

成きれをろ
平つけ告よ
けるにだ報
け応たいす
おのて部り
ンへめ種お
ズ方と接て
一たま防え
シれり予考
種さ取のと
接逃をうい
のを容ほた
度会内のき
年機日親だ
22の今ばた
成種られい
平接たまて
日りにとし
本よままを
はえで容議
て控、内に
おししてし
ま差しもさ
まきのみ。で
つに奨きす
に勧だまし
告なたり、申
報的いおて
間極論てを
中積議つま
たのに思し
こ年らとたく
17さばいし

○梅澤課長補佐 冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。では、以後の進行は座長の加藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加藤委員長 では、早速、本日の議事を進めさせていただきます。事務局から資料の確認をお願いいたします。

○梅澤課長補佐 資料の確認をさせていただきます。お手元にある資料でござい
ます。最初、座席表、小委員会の議事を次、委員会の名簿。資料1として「日
本脳炎に関するシズンズ」の報告を平成17年の積極的な資料2として「平成22年
度の接種を逃した者への対応について（案）」です。それと、本日ご欠席されている宮
崎を委員用いまして、青いファイルに第2回、第1回の資料をご用意しており
ます。ご参考にしていただきたいと思います。以上でございます。

脳平をそ
本は、か
日はがら
のでたあ
後会し。
今員まで
。委きしま
すのだまり
までたりあ
きまいたで
だ回論ある
た前議にこ
い。ごめとい
づてすとい
。せまいまし
らりつりを
入入に取頼
にに方を依
題討め告に
議検進報局
のての間務
に日し種中
さ本ま接、
さ、き防日
はつ予本
でにの、す
れ方炎て示
そり脳し提
あ本まし
員長の日
種の日き
接の日に
度にの作
をををを
藤防年果
加予22結
の○炎成
のめ

○大坪課長補佐 資料1と資料2を続けてご説明いたします。資料1をご覧ください。
 ○ださい。日本脳炎に関する小委員会中間報告の素案としまして、事務局のほう
 で案を作成した報告書があります。こちらを読み上げさせていただきます。最
 初に目次です。1.はじめに、2.今後の日本脳炎の予防接種の進め方について、(1)
 予防接種の積極的な勧奨の取扱いについて、(2)平成17年の積極的な勧奨の差し
 控えにより接種機会を逃した者に対する対応について、(3)乾燥細胞培養日本脳
 炎ワクチンを第2期の定期予防接種として用いた場合の考え方について、3.おわ
 りに、というふうになっております。

次の頁をめくっていただきまして中身に入ります。1.はじめに。日本脳炎については、その発生及びまん延を防止することを目的として、昭和51年に予防接種法に位置付けられ、平成6年より定期的予防接種として行われているが、平成17年にマウス脳による製法の日本脳炎ワクチンを接種した後に重症ADEM（急性散在性脳脊髄炎）を発生した事例があったことから、より慎重を期するため、同年5月30日健康局結核感染症課長通知により、接種の積極的な勧奨の差し控えが求められた。ただし、一律的な接種の勧奨は差し控えられていたも

の、感染のリスクの高い者であって、予防接種を希望するものに対しては、適切に接種の機会が確保されるよう指導も行われていた。（参考）としまして、関連法令などに基づく日本脳炎の定期接種の対象者とその接種スケジュールをお示ししております。

日本脳炎ワクチンの予防接種の進め方については、厚生労働省健康局長の私的検討会である「予防接種に関する検討会」（座長：加藤達夫国立成育医療センター総長）において平成20年7月25日から検討が行われていたが、組織培養法による日本脳炎ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（商品名：ジェービックV））が平成21年2月23日に薬事法に基づく承認を受けたことから、平成21年3月19日に、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを速やかに定期の第1期の予防接種に使用できるワクチンとして位置付けることが必要であるとした、「日本脳炎の予防接種の進め方に関する提言」（以下、「提言」とする）がまとめられたところです。（参考）としまして、提言の概要をお示ししております。

「提言」を受け、平成21年6月2日付で予防接種実施規則及び関連通知等の改正が行われ、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが定期の第1期の予防接種に使用できるワクチンとして位置付けられた。また、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの第2期以降の追加免疫に関する安全性・有効性について研究班（ワクチン戦略による麻疹および先天性風疹症候群の排除、およびワクチンで予防可能疾患の疫学並びにワクチンの有用性に関する基礎的臨床的研究に関する研究：主任研究者：岡部信彦）により、研究が行われている。

平成21年12月25日、厚生科学審議会感染症分科会に予防接種部会が設置されたことを契機として、今後の日本脳炎の定期接種の円滑な実施に向けた検討を行うため、本小委員会が設置され、提言において今後検討することとされている下記の項目について、検討を行うこととされた。（今後検討することとされている項目）としまして、[1]予防接種の積極的な勧奨の取扱い、[2]積極的な勧奨を差し控えたことにより接種機会を逃した者に対する対応、[3]乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンに係る第2期の予防接種として用いた場合の有効性・安全性等についての治験の集積。本小委員会において今後の日本脳炎の予防接種の進め方についての意見の中間報告をとりまとめることとした。ここまでが経緯になります。

2番としまして、今後の日本脳炎の予防接種の進め方について。(1)予防接種の積極的な勧奨の取扱いについてとしまして、1つ目、提言においては、「今夏（平成21年）までの供給予定量を勘案すると定期接種対象者全員の必要量に満たないこと等、現段階においては積極的に勧奨する段階には至っていないと考える」とされており、これを受け、平成21年度においても積極的な勧奨の差し控えが継続されている。

平成21年度における日本脳炎ワクチンの接種状況、副反応報告の状況及び供給量は資料3のとおりである。こちらは別添資料の中の資料3、第1回の小検討会の中でご披露しました予防接種に関する現状に関する資料を参照いただければと思います。

平成21年における乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給実績及び副反応報告の状況等を勘案すると、第1期の定期予防接種について積極的に勧奨を行う段階に至ったものと考えられる。その際に積極的な勧奨を行う対象者は、予防接種実施要領（平成17年1月27日付健康局長通知「定期の予防接種の実施について」）において示されている標準的な接種期間に該当するものとするのが妥当であると考えられる。以下に実施要領からその該当部分を抜き書きしてあります。

次の頁をめくっていただきまして、第2期の予防接種については、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを第2期に用いた場合の有効性・安全性などについての治験の集積を受けて、今後検討することが必要である。

(2)平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対する対応について。平成17年の積極的な勧奨の差し控えが行われた当時に予防接種法施行令で定められている接種対象年齢であった児のうち、第1期の接種（3回）を終了していない者に対して、接種機会を提供することが必要であると考えられる。

これらの者に対し、日本脳炎ウイルスに対する基礎的な免疫を付与するためには、接種間隔に関する根拠が限られているものの、3回接種が必要と考えられることから、不足している回数についての接種機会を設けることが妥当であると考えられる。

上記の者に対して、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給予定量などを踏まえ、どのような対応を進めるべきか検討した結果、（こちらは別添資料の4と5、第2回の小委員会の中でご披露しました供給量から勘案したシミュレーションの結果をご参照ください）平成21年度のワクチン供給量から勘案すると、平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者のうち、特定の1学齢に対して積極的に勧奨を行うための十分なワクチン量が確保されているとは言えない状況にあると考えられる。また、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが第2期の接種に使用できることとなった場合、供給量が増加しない限り、接種機会を逃した者への対応は、より困難になると考えられる。

そのため、現時点では、第1期の標準接種年齢対象者に対する接種が確実に行われるようにすべきであり、平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者への対応については、平成22年度接種シーズンにおける接種状況やワクチンの供給状況などを勘案しつつ、第2期におけるワクチンの使用の可否が明確になった時点で、第2期の接種の機会の確保と第1期（3回）接種機会の確保のどちらを優先するべきか、ということも含めて、改めて、議論を行うことが必要である。

なお、平成22年度接種シーズンにおいては、接種機会を逃した者に対して使用可能なワクチンは、約180万本程度と推定されることから、以下のような対応を行うことについて検討すべきである。これまでの案文に関しましては第1回、第2回の委員会の中でおおよそ合意に至った内容ではないかと考えられますが、それ以降のこの180万程度をそれ以外の標準接種以外の方にお使いいた

だけのワクチンについての対応についてはまだ十分なご議論をいただいておりますので、後ほどご議論いただければと思います。

次の頁をめくっていただきまして、(3)乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを第2期の定期予防接種として用いた場合の考え方について。薬事承認において、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンについて「第2回目の追加免疫以降の使用経験が少ないこと」から、安全性・有効性が確立していない（使用経験が少ない）」とされたことを受け、提言においても「現時点では、第2期の定期接種で使用可能と位置付けられることは困難」とされていることから、現在は、定期の第2期について使用可能と位置付けられていない。提言を受け、現在、厚生科学研究費補助金事業において第2回目の追加免疫の安全性・有効性に係る検討が行われている。今後、過去にマウス脳による製法の日本脳炎ワクチンで免疫を付与された児に対する第2期接種での安全性・有効性のデータの集積がとりまとめられたところで、企業において、添付文書上の「用法及び用量に関連する接種上の注意における第2回目以降の追加免疫以降の有効性及び安全性は確立していない（使用経験が少ない）」の記述部分に関する一部改定が行われる予定である。

第2期の予防接種については、上記の結果を踏まえて、今後、検討することが必要である。

3番目、おわりにといたしまして、日本脳炎の予防接種の進め方についてはワクチン供給量によって大きく影響を受けるものであるため、平成22年度の接種状況や今後のワクチンの供給状況などを勘案しつつ、第2期のワクチンの使用の可否などの治験の集積などを速やかに行うよう、すべての関係者は努力し、積極的な勧奨を差し控えたことにより接種機会を逃した者に対する対応についての議論をできる限り早急に再開できるよう強く望むものである、というふう

に素案をつくらせていただいております。

引き続きまして、資料2をご覧ください。先ほどの素案の3頁の中で白抜きにした部分について、こちらはまだご議論いただいているものではなく、十分でないですが、こちらのほうで案としてご提示しております。平成22年度の接種シーズンにおける、平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した者への対応について（案）。1)平成22年度の接種シーズンにおいては、予定されているワクチン供給量では、接種機会を逃した者全体に対する十分な接種の機会への提供が困難であることについて、国民、自治体関係者、医療従事者等に対し、情報提供を行うべきではないか。2)平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者のうち、3回接種を受けていないもの保護者等が、それらの者に日本脳炎の予防接種を受けさせるべきかどうかの判断できるように、疾患の特性や感染リスクの高い者等に関する情報を厚生労働省や都道府県等を通じて提供すべきではないか。また、自治体関係者や医療従事者等が、保護者から相談を受けた際に、適切に助言を行えるよう、厚生労働省は、都道府県等を通じて、疾患の特性や感染リスクの高い者等に関する情報やワクチンの流通在庫量等に係る情報を適切に提供すべきではないか。3)市区町村は上記に示すような保護者等から接種の希望があった場合に、ワクチンの流通在庫量などを勘案しながら、接種が受けられるよう、その機会の確保に努めるべきではないか。また、国は、ワクチンの流通在庫量等に係る情報を適宜提供するともに、接種の機会を逃した者のうち平成22年度に9～12歳となる者に対し、接種機会を提供できるよう、省令や通知での対応について検討することが必要ではないか。また、それ以外の案についてご議論いただければと思います。

引き続きまして、本日ご欠席の宮崎委員よりこの部分に関するコメントを頂戴しております。紙をお配りしております。こちらを読み上げさせていただきます。「下記のような情報提供をすることで現場は対応できるのではないかと考えています」。1つ目、「1期初回の積極的勧奨を再開し標準的な接種年齢を中心に接種を進め（地域によっては標準的接種年齢）対象者へ戸別に通知するなど、かつ定期の対象年齢者は標準的な接種年齢3歳を外れていても接種ができること」。2つ目、「ワクチンが一時的に不足しても、（5年程度の）国がとる経過措置の中で接種が可能であることを明確に示して国民に安心していただくこと」。3つ目、「2期接種そのものと、1期と2期の接種機会を逃した者への対応の」具案は、2期の接種試験結果や4月以降の勧奨再開後の接種率なども見ながら継続的に検討をし、具案を改めて提示すること。補足として、「現状における日本脳炎の発生率はそれほど高いものではないので、ワクチン不足による現場の混乱が予想される現状であるならば、生産量と接種率を見ながら慎重に積み残しを埋めていく方法があるのではないかと考えます」。もう1つ、「一方で、積極的勧奨を差し控えている現在でも接種できている定期接種の年齢層が、今回の措置でかえって接種機会を一時的に失うことにならないようにしなければなりません」というコメントを頂戴しております。以上でございます。

○加藤委員長 これまでの2回の議論では、いま事務局からあったように、第1に平成21年度におきましては定期の1期の標準接種期間の子どもたちに対して積極的な勧奨を行うことが妥当であろうということ。第2に、平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対する対応としては、平成22年度の予定供給量では十分な確保は望めないことから、第2期の治験の集収と併せて、可能な限り早い時期に改めて議論を行うところだったかと思えます。事務局の説明にあった中間報告、これは素案ですが、まず、この報告の論点以外の部分につきまして各委員の先生方にご意見があればお聞きしたいと存じますが、いかがでしょうか。宮崎先生のコメントは先ほど述べられたとおりでございます。委員の先生方のご意見を伺います。参考委員からいきますか。では、蒲生参考人から。

○蒲生参考人 付け加えたいこととしては、現状は供給量が平成22年度は足りないのですが、ここで平成22年度に接種できなかったからといって一生できないわけではないという、徐々に大丈夫になっていくのだという、宮崎先生が2

番目の所で「ワクチンが一時的に不足しても」という、それを明確に一般の方々に示すというのは非常に大事だと思います。

○加藤委員長 倉根参考人、お願いします。
○倉根参考人 内容についてはこういうところだろうと思うのですが、事務局に伺いたいのですが、改めて議論を行うという書き方は、例えば継続して議論を行うのではなくて、この結論が出たところで一度終わるという考えなのではないでしょうか。

○結核感染症課長 お手元の素案も中間報告としているように、あくまで議論は継続しているという捉え方なのです。ただ、いつ再開するかということについて言うのと、1つには岡部研究班のデータが出てこない議論ができないので、その時期はそう遠くはないかと思いますが、その若勸奨の時期があるので、表現ぶりはまだまだ継続かというニュアンスが出るようにするのであれば「引き続き」でも構わないかと思えます。その間が1カ月とか2カ月というところで、直ちにまた明日からすぐということではないということを書いていただけないので、これを見た方がしばらくこれで沙汰止みになるような誤解があるといけないのであれば「引き続き」という表現にさせていただきたいと思えます。

○加藤委員長 竹本参考人、お願いします。
○竹本参考人 特にありませんが、このワクチンの絶対量が少ない中に一言だけ言わせていただければ、北海道がいまもってワクチンをやらないということに對しても一言どこかで触れていただきたいと思います。大学とか転勤で北海道から本州に来る人も多いので、できればそういうことも一言触れておいていただきたいと思います。現状では不可能かもしれませんが、お願いしたいと思えます。

○加藤委員長 これは各都道府県の知事の権限になっているのです。ですから、果たしてこの部会から知事局長さんが言うかどうかという形になりますが、これは事務局で整理していただき、続きまして、多屋参考人、お願いします。
○多屋参考人 まず、標準的な接種年齢は3歳で2回、4歳で1回なのですが、現時点ではその3歳の2回というふうに考えて、残りの7月までに出荷される180万人分についてはそれ以外の者と考える理解でよろしかったでしょうか。

○結核感染症課長 はい、そのとおりです。
○多屋参考人 そうすると、積極的勧奨を再開するという情報ですが、いつから国民に情報提供が可能になるかというところが問題です。おそらく、実施主体である市区町村の方々の状況をお伺いしなければいけないことになると思うのですが、4月1日から勧奨が再開されるとなった場合に、4月の接種者数を現在MRワクチンでやっているように迅速に把握するとします。迅速に把握しても2カ月遅れです。4月1カ月の接種者数は6月にならないとわかってきません。4月の1カ月の接種者数が6月にわかり、5月の接種者数が7月にはわかります。現在は接種率を100%と見積られているのですが、MRワクチンをこれだけ勧奨しても、接種率が当初8割台に止どまるといった接種率を上げることは極めて困難な現状を考えると、100%の接種率をいつまで見込んでいていいのかという判断を是非、日本脳炎の患者さんが多く発生していた8月9月になる前に判断する機会を設けていただきたいと思いますと考えております。3歳に対して勧奨を開始するという情報が早く伝わることと、4月の接種者数が迅速にわかって、100%の接種率の見込みでよいかどうかの判断をする検討会が少なくとも6月の初めには開かれるぐらいの予定があることが期待されます。それから、Vero細胞由来ワクチンによる追加接種については、現在、200人程度が終わっています。接種後の採血を待っているところですので、その結果を年度報告書で中間報告として出せると思いますが、6月ぐらいに検討会があればおよそ300人弱の結果についてもまとめられるのではないかと思いますので、その辺の時期を勘案していただければと希望いたします。

○加藤委員長 永井参考人、お願いします。
○永井参考人 方向性としては特に異論はありません。おそらく、標準的な接種年齢の人たちに対して積極的な勧奨の差し控えはもうやめて、きちんと打っていたいただきますという広報をした場合に、これまで差し控えてきた人たちから、私たちはどうなるのだろうかというように質問がすぐ出てくると思いますので、接種率を見ながらとは言えものの、経過措置の人たちに対しては、国としていつごろに全国一律である例えば開始しますというようなある程度の方向性は併せて示しておく必要があるのではないかと考えております。

それから、今まだ日本脳炎の予防接種は、区民から質問があったときに、あまりにも接種の間隔があきすぎている場合にはやり直しというような指導をしてきた経緯がありますので、何しろ回数を3回満たせばいいのですということも併せてきちんと広報していく必要があるのではないかと考えております。

○加藤委員長 福田参考人、お願いします。
○福田参考人 これまで、供給者側の立場で生産の能力とか供給計画について話をさせていただきまして、先ほど、多屋参考人、永井参考人のほうからもあったように、その方向性を早く示していただくことで私たちの生産計画というものをきっちり押さえることができますので、現時点では年間500万を供給することを進めていきたいと思っておりますので、その方向性を早く示していただいて、接種漏れ者が適正に受けられる機会が得られるということをわかるようにしていただければと思います。

○加藤委員長 横手参考人、お願いします。
○横手参考人 私どもとしては内容的には異論はありません。ただ、コメントさせていただく内容としても積極的に差し控えの方々に打たれた場合、流通在庫等の情報を適切に情報提供するという案が事務局のほうから出ていますが、それに対して我々がどのようにタイムリーに情報提供をしたらいいのかということをもたにご指導いただければと思います。

○加藤委員長 それでは、委員のご意見を伺います。廣田委員。

○廣田委員 宮崎先生からのコメントで、1期初回の積極的勧奨の再開というこ

とで、アンダーラインで「定期の対象年齢者は標準的な接種年齢3歳を外れていても接種できること」ということが記してあります。90カ月までということになると思うのですが、もしこの方向でいくのならば、これで混乱が起こらないようにきちんとした手当てが必要だと思います。

○加藤委員長 続いて、岡部委員。

○岡部委員 今までの委員及び参考人の先生方の意見とほぼ同じですが、私のコメントの部分はこの中間報告の3頁目の所で、いちばん最初の丸が書いてある第2期接種のことなのですが、1行目から「日本脳炎ワクチンを第2期に用いた場合の有効性・安全性等について治験の集積を受けて今後検討することが必要である」とありますが、先ほどの倉根先生のお話も関連するのですが、「治験の集積を受けた後に速やかに検討をする」ということにしておいていただければ、この後の方向性ははっきりしてくると思います。それから、今度は丸の下から2つ目で、先ほどのどっちを優先するかということですが、これも、「確保のどちらを優先するべきかということも含めて改めて議論を行うことが必要である」ではなくて、「改めて議論を行う」ということで切ってしまったほうがより明確になってくるのではないかと思います。先ほど多屋さんから話がありましたのが、100%の接種率というのは実際にはいかないわけです。ただ、日本脳炎の場合、今まで受けてない人が、MRとかを忘れているのではなくて、逆に日本脳炎をやっていないことをずっと覚えている人がドッと来るということもあるので、速やかにその接種率の様子を見ながら、これも検討会の中あるいは事務局のほうできっちり見ながら、柔軟に対応できるようにやっていただければと思います。最初の段階は100%でいかないとその点を含めてなかなか難しいだろうと思いますので、よろしく願います。

○加藤委員長 最後に、飯沼委員。

○飯沼委員 この方向性は私も賛成ですが、1つ確認をしておきたいのですが、例えば、今年、希望者に全部打つといたら何万本要るのですか。

○大坪課長補佐 別添資料の18頁・19頁をご覧ください。こちらは第2回の議論のときに資料としてご提示したのですが、4歳から12歳とした場合に1,560万回。その右に各年齢ごとの必要供給量をご提示してありまして、0～7歳までと考えた場合にはこちらの0～7歳までのいちばん右の供給量を足し合わせていただくと、平成22年度の2回分だけでこれだけになります。

○飯沼委員 結構たくさん要るんですね。わかりました。そうでないと、接種率が低かったら希望者は打てるような気がしていたのです。

○加藤委員長 これで皆さんの意見はあまり大きな齟齬はないと思いますが、3歳のお子さんへの勧奨の再開以外に、機会を逃した方に対しては、100%接種率として180万程度のワクチンが使用可能であるということで、その180万本程度残る。それをどのような方々に対応して接種していくかということですが、資料2に先ほどの事務局案が出されたところであろうかと思えます。宮崎先生の案とこの事務局案との違いは、下の事務局案としましては接種機会を逃した者のうち、平成22年度に9歳から12歳になる者としていているところ、宮崎先生は標準的な年齢を外れている者でも接種できるという曖昧な表現にしたかどうかというご意見だと読みますが、その辺のところでは何かご意見ありますか。多分、接種率が100%とはなりませんので、180万本以上が残ることは間違いない。接種率60%とするとほかに余る。阪大微研はそういう計算を接種率ごとにやっていますか。

○福田参考人 今日は手元に資料をお持ちしていないのですが、180万残るとするのは、4月から7月のピークのときに400万供給できるという中での180万で、それ以降、年度内にさらに300万出ますので余裕は持っているという理解しております。

○倉根参考人 資料32の(3)の下から3行目ですが、「接種の機会を逃した者のうち、平成22年度に9歳から12歳になる者に対して接種機会を提供」と。これは2期としての接種機会の提供ですか。打つということに関しては一緒だけれども、年から言うとも2期になるわけですね。そうすると、これは2期としてやるのか。それとも、1期の3度目としてやるのか。つまり、1期の3度目で行うと、もう一度2期をどこかでやるのかという話になるでしょう。

○結核感染症課長 この省令・通知での対応というのは、1期が何歳のとき、2期が何歳のとき、というのは省令で決まっております。政令では単に「日本脳炎については1・2」と書いてあって1期・2期という捉え方をしていない。逆に、「1期・2期」と書いてあるのは省令なのです。ですから、3回打っていない人についての部分を2期ではなくて1期の残りとして捉えるとするならば、省令改正をしなければ難しいと考えておりまして、それがここに書いてある文言です。ただ、その場合に、その方について2期を打つのかどうかという問題がなお残るわけですが、そこまでさらにカバーすると、正直言いまして、いま500万本ないしは800万本という状況からしても、この中の議論としては先ずやるべきことはどちらかと。1期を先にやるほうが優先するのではないかと。それか、2期もするのかという議論は、2期で使う際にもう一度ご議論いただきたいというのはその意味も含めて考える必要があると思います。再開した人については、2期の問題はあと6年後になりますので、この方たちについてはまだしばらく猶予がありますが、1期をやっていた人たちが2期を逃した人たちの問題がすぐ出てくるわけですが、その後の議論のときに改めてさせていただきたいと思っています。それは課題がそこにあるということについては認識しております。

○倉根参考人 おそらく、3度打つということが私も大切だと。それが名前が1期であれ2期であれ、3度打つことが大切だと思います。そういう意味では、これは文言の話なのですが、資料1の3頁の(2)の最初の丸の4行目ですが、単に基礎的な免疫を付与するという意味では2回続けて打てばいいのかなと思ったのですが、「長期に維持する」というような文言を入れるといいのかなと思いました。では長期というのは何だと言われるとまたあれかもしれませんが、基礎的な免疫を長期にするためには3回打ってほしいということがあるといいかなと個人的には思いました。

もう1つ質問ですが、1期を再開して、例えばいまの法令には初回免疫に2回で生後6カ月以上90カ月未満と書いてあるわけですが、標準年齢の人に強く勧めるといったときに、人によっては、「私はいま80カ月だ」と6歳の人に来て「私は打ってほしい」という場合は打てるわけですね。

○結核感染症課長 そういう人は打てるようにしないといけないことになるわけですが、実際の市町村における実務的には、そこは現実的にどうしていらっしゃるのかというのには実際にやっていらっしゃる立場からご発言いただいたほうがいいと思いますが、本質的には提供しなければいけないということです。

○加藤委員長 理屈はそうですが、実際は難しいということですね。ほかにかがですか。私は、この最後の資料2の所の案ですが、これを部会に出していく関係上、いきなり9歳から12歳と書かれたときに、その根拠的なことを少し加えておいていただけないでしょうか。なぜここでいきなり9歳になったのかというのは必ず質問されますので、ここのディスカッションの中では皆さんが共有していますが、部会には、大変失礼ですが、医学的見知のない方がたくさんおられて、「突然なぜこの年齢だ」と必ず出ると思います。それは当時3歳から4歳だった人を対象としているわけですが、その辺のところの意味合いのうまい書きぶりを考えておいていただけると助かると思います。ほかに意見がないようですので、ただいま意見があった部分は修正読み上げはないですね。いまのところだけです。

○結核感染症課長 若干整理が必要ですね。

○大坪課長補佐 はい。

○結核感染症課長 基本的には、「今後」という所は「速やかに」と修正をします。それから、倉根先生がおっしゃった3頁目の所については、「長期に」ということについてはまだエビデンスがないのでこの表現のままをお願いできればと思います。

○倉根参考人 はい、それは結構です。

○結核感染症課長 それから、3頁目の「改めて」という所についても、「速やかに議論を再開する」というふうにしたいと思います。あと、資料2で示したところにつきましては、3の所については背景を少し書かないといけないので、もう少し書き込まないといけませんので、少し時間を頂戴したいと思います。それから、宮崎委員のご意見の中で、蒲生参考人から申し出をいただいたところについては、これを入れたいと思います。ただ、宮崎委員からのコメントの中で、定期の対象年齢が標準的年齢を外れていても接種できるということについては、これは確かにそうなのではありますが、一方でワクチンの供給量が限られているところの中では、これを言うときに併せて供給量の限界のことも言わないといけないと思いますので、この言いぶりはご意見としては賜りたいと思います。報告書の中では差し控えていただきまして、我々が通知なり何なりを書くときどう工夫ができるか検討させていただきたいということをご了解いただければと思います。先ほどの北海道の件等々についても同様ですので、ここについては報告書として書き込むのではなくて、もちろん議事録に残りますので、こういうご発言があったことも踏まえて私どもで検討させていただきたいと存じます。

○加藤委員長 はい。それでは、これは今日ご意見を伺ったところで、大きな修正箇所はないと思いますが、少しの修正箇所だと考えますので、修正したものに関しましては委員長預かりでよろしいですか。それとも、もう一回やりませんか。

○結核感染症課長 基本的には座長にお任せしていただければと思います。ただ、もちろん、委員の先生方に最終的にご送りしてご確認いただいた後でということ、こういう会を設けることはしないということでもよろしければそうさせていただきますと思います。

○加藤委員長 委員の方々、それでよろしいですか。

(承認)

○加藤委員長 では、委員の方々は大方賛成ですので、事務局のご指摘どおりにさせていただきますと存じます。それでは、第3回日本脳炎に関する小委員会を終了いたします。最後に事務局からお願いします。

○梅澤課長補佐 本日ご議論いただきました中間報告につきましては、まとめり次第予防接種部会にご報告させていただくことといたします。それまでに、修正をさせていただきました案文につきまして、各委員の先生方にお送りいたしますのでご確認をお願いしたいと思います。長期にわたりご議論いただき誠にありがとうございました。

○加藤委員長 どうもありがとうございました。

照会先 健康局結核感染症課予防接種係（03-5253-1111 内線：2383、2377）